

# 裁判員裁判 レポート

## 模擬評議

～行為の悪質性は比較的重大とは言えないが、結果が重大な事案～

当会会員 高津 尚美 (60期) ●Naomi Takatsu



イラスト 高橋 尚子 (当会会員)

## 1 模擬評議の概要

2016年7月30日と31日、東京三弁護士会裁判員制度協議会の主催で、模擬評議が行われた。模擬評議は、東京三弁護士会裁判員制度協議会において作成した架空事案について、東京地方裁判所刑事部の裁判官、東京地方検察庁の検察官にご参加いただき、3年前から実施している。今回はその4回目である。

過去においては、量刑について、犯情が重いが一般情状がよい事案、犯情は軽いが一般情状がよい事案、を取扱い、裁判所がどのような量刑評議をするのかを見てきた。

今回は、犯情か一般情状か、という事案ではなく、危険運転致死事件で、行為は同種事案に比してそれほど悪質ではないものの、結果が重大であるという事案を設定し、犯情を中心とする評議をしていただき、それを見学することになった。

裁判官役として齊藤啓昭裁判官、島田環裁判官、高田浩平裁判官、検察官役として辻晃良検察官と竹田哲郎検察官、弁護人役として中野大仁弁護士（主任）と私、被告人役として大空裕康弁護士、遺族役として高橋俊彦弁護士、被告人の妻役として神林美樹弁護士がそれぞれの役を担当した。

本稿では、模擬であるが故、時間の制約があるために実際の評議そのものとは言えないものの、本稿では、裁判所がいかに評議を運営したかをご報告する。

## 2 事案

被告人は、39歳のトラック運転手である。パートタイムで就労する妻と6歳の娘がいる。

被告人には前科前歴はないが、3年以内での交通違反歴が5件ある。

被告人は、もともと20年くらい別の会社で働いていたが、不況で倒産し、3年ほど前に再就職したのが事件当時勤務していた会社である。

当該会社では、勤務条件が悪く、長時間の勤務を強いられることがしばしばあったが、家族を養うために働いていた。

被告人は事件当時、2トントラックで荷物を10時間かけて配送し、勤務先に戻る途中であった。次の日は休みの予定であった。しかし、帰る途中で会社から別の仕事を指示されたため、被告人は早く仕事を終わらせて家に帰ろうと、会社に急いだ。

被告人は夜10時ごろ、事件現場の交差点に差しかかり、赤信号を認めたので、最初はアクセルから足を離し、青信号に変わることを期待した。しかし、交差点に近づき、左右を確認すると、車が来る気配はなかったため、アクセルを踏んで交差点に進入した。そこに5歳の娘を助手席に乗せた被害者（31歳）の運転する普通乗用自動車は交差点の右手からでてきたため、被告人は自車前部を被害者車両の左側部に衝突させ、2名を死亡させた。死因はそれぞれ、脳挫傷、頭部外傷による出血性ショックであった。なお、被害者2名は事件当

時シートベルトをしておらず、被害者車両にはチャイルドシートも搭載されていなかった。

### 3 審理内容

#### (1) 争点

量刑である。

#### (2) 証拠等

##### ア 検察官請求証拠等

甲号証 犯行現場についての捜査報告書  
被告人車両からの見通しについての捜査報告書  
車両速度についての捜査報告書  
信号についての捜査報告書  
交通量についての捜査報告書  
車両についての報告書  
被害者の死因についての報告書

乙号証 員面調書、運転免許の有無等に関する報告書

人証 遺族

遺族の意見陳述

##### イ 弁護人請求証拠等

弁号証 保険の加入状況に関する報告書  
示談経過についての報告書

人証 被告人の妻（情状）

#### (3) 論告求刑と弁論科刑意見の概要

##### ア 論告・求刑

- ①被害結果は重大であること（被害者2名は31歳と5歳、被害者に事故発生について落ち度はない）
  - ②遺族に与えた影響が大きく厳罰を希望していること
  - ③被告人に厳しい非難が向けられるべき事情があること（職業運転手、交通違反歴5件、注意義務を尽くしたとは言えない）
- から、懲役10年を求刑。

##### イ 弁論

- ①いったん減速して左右を確認してから交差点に進入しており、行為態様は同種事案と比較し最も悪質とは言えないこと
- ②過労状態で会社の指示を受け急いでいたこと
- ③被害者2名がシートベルトもチャイルドシー

トも装着していなかったこと

- ④任意保険による被害弁償見込みがあること
- ⑤遺族に謝罪を申し入れ、5万円の見舞金を支払っていること

から、懲役7年の科刑意見。なお、弁護人の主張の柱は①であり、②、③については一顧だにされないであろうと考えつつ、裁判員の反応を見るため主張した。

### 4 評議の流れ

#### (1) 評議の導入部分

最初に、各裁判員から、審理を終えた感想を一言ずつ言ってもらっていた。公訴事実について証拠の裏付けがあったことを確認し、その後法定刑等の説明がなされた。被害者が2人なので、危険運転致死罪も2件成立するものの、1つだけの罪が成立するものとみなすという解説があった。

#### (2) 量刑の考え方の解説

量刑の考え方について、裁判官があらかじめ作ってきた資料に基づいて説明をした。量刑について行為責任を基礎に考えることは大前提となっている。

量刑の考え方についてなされた説明は要旨、次のとおりである。

- ①「何をしたのか」が一番大事であること
- ②「何をしたのか」以外の事情も副次的な事情として考慮されること
- ③「何をしたのか」の内容とは、行為、結果、動機等であること

#### (3) 論告弁論を振り返る

次に論告と弁論を振り返り、犯情のポイントとなる点について、双方の主張の確認をした。

#### (4) 量刑データ（危険運転致死罪全体）の説明

裁判官から量刑データの説明がなされた。ここでは赤信号無視の類型以外も含む危険運転致死罪の判決全体のグラフが示され、最も軽い刑の事案、最も重い刑の事案、最も軽い刑より1つ重い事案、最も重い刑より1つ軽い事案の紹介がなされたほか、懲役5年から10年にほとんどが集中しているとの説明がなされた。

裁判長から、このグラフだと、死亡者の数も様々、危険運転の仕方も様々であり、この中で、本件がどのあたりかをこれから考えていく、という説明がなされた。

#### (5) 個々の意見の聴取

その後本件について、裁判員に自由に意見を述べてもらっていた。

自由に意見を述べてもらいつつも、裁判長から、検察官と弁護士双方の主張に沿って、意見の確認が行われた。具体的には、赤信号無視をする前に左右を確認したということについての評価や、過労運転だったこと、シートベルトやチャイルドシートの不装着、遺族の処罰感情、その他の一般情状など。

#### (6) アンケート（投票）

検察官と弁護士が主張する要素について、一とおり意見が出た後で、重要だと思う量刑要素について、1人5票を投票するという形でのアンケートが行われた。

なお、この投票について、後日実施された研修で、裁判長は、裁判員が行為責任を基礎とする量刑の考え方を共有できているかの確認や、あまり意見を述べない人に意見を述べてもらうために行っていると説明した。

#### (7) 量刑データ（信号殊更無視）の確認

ここで、危険運転致死罪の中で、赤信号無視運転がどれくらいの重さで処罰されているのか、赤信号無視の量刑グラフを示して確認がなされた。

裁判官が、量刑グラフのうち、赤信号無視、単独犯、かつ被害者が被害車両に乗っていた種類のグラフを紹介し、その中で最も重い例2つにつき、事案を簡単に説明した。

また、裁判官からは、行為態様が悪質なほど刑罰が重くなっていること、被害者が多くなれば、それだけ刑も重くなってくること、態様がそれほど悪質と言えない場合や、被害者側にも落ち度がある場合には、それだけ刑も軽くなるということの説明があった。

裁判長からは、「やったことの悪さの程度」をほかの事例と比較しながら考えてもらいたいのであり、似たもの探しをするつもりはないという説明がなされた。

また、最終的な刑を決めるときは補充を除いた裁判員と裁判官との多数決であることの説明がなされ、さらに実刑となった場合の刑務所での生活の説明と、仮釈放の説明がなされた。

#### (8) 要素に対する評価についての投票

裁判長が、これまで主に議論してきたところをまとめ、下記①～④それぞれのグループの中で、(1) 重くする方向、(2) どちらとも言えない（普通）、(3) 軽くする方向、にそれぞれ分類するという投票を実施した。

まとめた要素は以下のとおり。

##### ① 行為態様

- ・トラック運転手が殊更赤信号無視
- ・事故原因は被告人自身の行為
- ・手前で減速して右方確認
- ・飲酒運転や暴走行為ほど悪質ではない

##### ② 結果

- ・2人死亡（31歳、5歳）
- ・遺族厳罰希望
- ・シートベルトやチャイルドシート不装着が影響した可能性

##### ③ 経緯・動機

- ・過労運転を強いられた
- ・早く帰宅したくて急いでいた
- ・交通違反歴多数、職業運転手

##### ④ 一般情状

- ・自白、反省
- ・任意保険で被害弁償見込み
- ・謝罪や見舞金
- ・前科がない
- ・妻の監督

投票の結果は以下のとおりであった。

##### ① 行為態様について

(1) 7人、(2) 2人、(3) 0人

##### ② 結果について

(1) 5人、(2) 4人、(3) 0人

##### ③ 経緯・動機について

(1) 1人、(2) 8人、(3) 0人

##### ④ 一般情状

(1) 0人、(2) 4人、(3) 5人

ここで誰がどの要素についてどう評価したのかについて、挙手による確認がなされた。

裁判員の1人が、行為態様について、裁判官

と裁判員で意見が完全に分かれたことを指摘し、裁判官2名に意見を求めたところ、それぞれから、危険運転致死罪では、暴走や飲酒運転、覚せい剤使用などのケースが重い部類に該当することを指摘し、それらよりは悪くはない、ただ、軽くもないという意見が出された。

### (9) 刑の幅についてのアンケート

以上を踏まえ、刑の幅について、無記名のアンケートがなされた。

結果は以下のとおりであった。

9～10年	1人
8～9年	5人
8年	1人
7年	1人
6年	1人
5～6年	1人

これを前提に再度、各裁判員から理由の説明や、議論がなされ、左陪席からは未決勾留日数についての説明が行われた。

その後、幅のない刑についての投票が行われ、最終投票が行われた。

### (10) 評決

評決は、懲役8年、未決勾留日数算入60日。訴訟費用は負担させない、となった。

## 5 弁護活動を振り返って

### (1) 弁護人の主張に対する反応

弁護人の主張の肝は、行為の危険性が、赤信号無視のほかの事案に比べると、最も軽い部類とは言えないものの、重い部類ではない、という部分であった。赤信号無視のグラフの中でも、飲酒や速度義務違反があるケースや、暴走族などのように信号を意に介さず暴走するケースもあり、本件では被告人が一度スピードを緩め、左右を確認してから交差点に進入しているのであり、その点は当然考慮されるという考えであった。

しかし、評議の中では、この行為の危険性が、ほかの事例に比べて重いとは言えないということが、裁判員に対してうまく伝わっていなかったようであった。このことは、前述

の4(8)の投票結果から明らかである。

そればかりか、「暴走族はうるさいのでかえって気を付けようがある」などと、むしろ暴走行為よりも重いかのような指摘までなされてしまい、赤信号無視の類型の中で、重い方ではないという説明が不十分であったと感じた。

### (2) 2人死亡の結果に対する評価

2人死亡の結果について、かなり重い方向に考慮されるのではないかと予想されたため、冒頭陳述でも弁論でも、結果のみにとらわれてはいけない、などと主張し、死者数は量刑の一要素にすぎないと強調した。しかし、結果についてどの程度考慮すべきかという明確な主張はできなかった。

もっとも、評議では、予想に反し、2人死亡の結果を大きく考慮すべきという意見はほぼ見られなかった。結果の考慮の程度については、裁判員から、たまたま生じた結果で責任の重さが決まるのはおかしいのではないかとの指摘があったところ、裁判官からは、重大な結果が生じたのは、行為の危険性が大きかったことによるのであり、結果の重大性は行為の危険性に対する評価に影響すると言えるのではないかという指摘がなされていた。弁護人としては、結果の重大性を行為の危険性の軽重を判断する一事情でしかないとは言えないと考えていたのであるが、結果を独立の量刑要素として考慮するのか、行為の危険性の軽重を判断する一事情として考えるのか、それによって考慮の度合いも変わってくるものと思われるため、正面からそのような主張をしてみてもよかったという思いが残った。

なお、結果の重大性を重視すべきという意見がほぼなかったのは、シートベルト・チャイルドシート不装着の事情が影響したようである。

## 6 終わりに

今回の模擬評議のDVDは人権課で貸し出しているため、皆様の弁護活動にお役立ていただきたい。

■